

香川県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第10号

香川県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校通信教育規則（平成2年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、生徒が<u>高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）</u>の定めるところによりその<u>受験した科目</u>について合格点を得た場合には、それに相当する科目の単位を修得したものとみなすことができる。</p>	<p>(単位の修得の認定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、生徒が<u>大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）</u>の定めるところによりその<u>受検した科目</u>について合格点を得た場合には、それに相当する科目の単位を修得したものとみなすことができる。</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第6条第3項の規定は、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定を受検した者について適用する。この場合において、同項中「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）」とあるのは「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）」と、「受験した」とあるのは「受検した」とする。